

(公財)金沢芸術創造財団非常勤職員(事務)募集要項

令和7年4月から採用する非常勤職員を募集します。詳細は下記のとおりです。

雇用人数	事務:若干名
雇用期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで ※採用は条件付で、原則、採用から1か月間を良好な成績で勤務した場合、正式採用されます。 ※勤務成績が良好な場合、翌年度に再度雇用されることがあります。 ※再度の雇用は原則4回まで(最長で令和12年3月31日まで)。
就業場所	財団が管理運営する芸術文化施設又は財団事務局のいずれか ※配属先 令和7年3月下旬 決定予定
仕事内容	一般事務補助業務、窓口での受付業務、使用料の収納に関する業務など ※基本的なパソコン操作スキル要(Word・Excelにより文書・集計表の作成)
勤務時間	1日 7時間45分 (例)・8時30分～17時15分、・9時00分～17時45分、 ・13時15分～22時00分 (上記のうち1時間休憩) ・勤務場所により、変則勤務・早番遅番・土日祝祭日の勤務あり ・時間外勤務:原則的になし。但し勤務場所により、月平均10時間程度ある場合あり ・月平均勤務日数:21日 ※詳細はお問い合わせください
賃金形態	報酬月額 167,300円～202,600円(予定) ※報酬月額は学歴・職務経験等を考慮して決定します。 その他、期末手当[6月期・12月期に最大:1.225月]・勤勉手当[6月期・12月期に最大:1.025月]・通勤手当が支給されます。 ※期末手当・勤勉手当は、6月1日及び12月1日を基準日とし、基準日以前6か月以内の在籍期間に応じて支給されます。 ※財団規定の改正等により変更されることがあります。
休暇	年次有給休暇、特別休暇(忌引・夏季休暇等)
社会保険の加入	健康保険・厚生年金保険・雇用保険
災害補償	労働者災害補償保険法による補償
その他	・5年の雇用期間満了後、同種の職が設置される場合には、公募による採用試験を経て再度雇用されることがあります。再度雇用され通算契約期間が5年を超える場合、期間の定めのない労働契約の締結の申込みをした時は、無期労働契約での雇用に転換することができます。この場合、労働条件の変更はありません。無期労働契約へ転換した場合の定年は65歳です。 ・当財団で、過去に5年間雇用された方も申込できます。 ・学芸員資格等をお持ちの方(見込みを含む)は、その旨を受験申込書に記入してください。 ・運転免許、外国語等の各種資格、類似施設等で施設管理、又は事業実施の経験のある方は参考までに受験申込書に記入してください。
欠格条項	年齢、学歴、性別は問いませんが、次のいずれかに該当する方は受験できません。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

□申込方法

・受験申込書に記入の上、令和7年1月10日(金)(必着)までに、下記の問い合わせ先(財団事務局)まで持参又は送付してください。受験申込書は、当財団HP <https://www.kanazawa-arts.or.jp/> からダウンロードできます。

□選考方法

・適性検査及び面接による選考を行います。受験者には、後日、試験日時を連絡します。

※適性検査:令和7年1月29日(水)、面接:令和7年2月12日(水)又は13日(木)予定

・応募いただいた書類は返却しませんので、ご了承ください。応募書類を含む個人情報(当目的以外には使用せず、責任をもって廃棄いたします。ご不明な点がありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】〒920-0999 金沢市柿木畠1-1 金沢市第二本庁舎2階

(公財)金沢芸術創造財団事務局 経営管理課 電話:076-223-9888